

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7 月14日
【会社名】	株式会社イデアインターナショナル
【英訳名】	IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 雅治
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営情報部長 松原 元成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営情報部長 松原 元成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 150,007,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	282,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成26年7月14日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	282,500株	150,007,500	75,003,750
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	282,500株	150,007,500	75,003,750

(注) 1. 本募集は、健康コーポレーション株式会社(以下、「健康コーポレーション」といいます。)及び株式会社ジャパングールズSC(以下、「ジャパングールズSC」といいます。)を割当先として行う第三者割当(以下、「本第三者割当増資」といいます。)の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は75,003,750円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
531	265.5	100株	平成26年7月31日(木)	-	平成26年7月31日(木)

(注) 1. 健康コーポレーションに130,100株、ジャパングールズSCに152,400株を割当て、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イデアインターナショナル 経営情報部	東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行三田通支店	東京都港区芝5丁目28番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
150,007,500	1,725,000	148,282,500

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の内訳は、以下のとおりであります。

弁護士費用	600,000円
登記費用	525,000円
その他費用	600,000円

（２）【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	148	平成26年8月～9月

（注）1．運転資金 148,282,500円

当社は、例年8月から9月の時期においては売上が減少する一方で、年末商戦期に向けて商品の仕入れが増加することから、本第三者割当増資による取得資金を当社における平成26年8月から9月の生活雑貨、オーガニックコスメ商品の仕入代金の一部に充当いたします。具体的には、デザイン家電・トラベル商品等の生活雑貨222百万円、ヘアケア・スキンケア等のオーガニックコスメ商品51百万円の合計273百万円の仕入代金の一部として、支払期日が到来するものから順次充当する予定であります。なお、具体的な支払期日及び代金額は未定であり、今後実際に仕入れを実施する中で確定する予定です。

2．支出予定時期までの資金管理につきましては、当社の銀行口座にて管理する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】**

a 割当予定先の概要

(1)

名称	健康コーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月23日 第11期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(2)

名称	株式会社ジャパングヤルズSC (平成26年6月1日付けで株式会社アスティより商号変更)
本店の所在地	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 松村 拓也
資本金	100,000,000円
事業の内容	化粧品及び医薬部外品の企画、製造、販売及び輸入事業、健康食品の販売事業、健康補助食品の企画、製造、販売及び輸入事業、医薬品の企画、販売及び輸入事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ジャパングヤルズ 100%

b 提出者と割当予定先との関係

(1)健康コーポレーション株式会社

出資関係	当該会社は当社の普通株式を1,946,000株（本第三者割当増資実施前の保有割合71.09%）保有しております。当該会社は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。
人事関係	当社の取締役3名が、当該会社の取締役を兼務しております。 また、当該会社の従業員が当社に出向しております。
資金関係	当社は、当該会社に対し、150,000,000円の借入債務を負っております。
技術又は取引等の関係	当社取扱製品の売買取引、当社の借入に対する債務保証等の取引関係があります。

(注)上記は、本届出書提出日現在におけるものであります。

(2)株式会社ジャパングヤルズSC

出資関係	当該会社は当社の普通株式を146,500株（本第三者割当増資実施前の保有割合5.35%）保有しております。当該会社は当社の親会社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたしません。
人事関係	当社の取締役1名が、当該会社の取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注)上記は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現東京証券取引所「ASDAQ〔グロース〕」）に上場しております。現在は、時計や家電など、MOMA（ニューヨーク近代美術館）のパーマネントコレクションにも選ばれるデザイン性の高い生活雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及び健康関連商品・音響商品等を主とした国内外のセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

当社は、例年8月から9月にかけて、売上は減少する一方、冬の商戦期に向けて商品の仕入れが増加することから、当該仕入資金の確保が必要となります。さらに、当社は、平成25年6月期（連結）において、新商品の開発及び入荷時期の遅れなどにより前年度に比べ553百万円の売上高減少及び経営上の施策としての在庫処分に伴う費用239百万円を計上したことから、632百万円の当期純損失を計上し、498百万円の債務超過に陥り、平成26年6月期第3四半期においては純資産額86百万円となり当該債務超過は解消されたものの、平成26年4月の消費増税等による消費の落ち込みの影響もあり、当社を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるため、金融機関、仕入先といった取引先からの信頼確保の見地から、自己資本の増強が喫緊の課題となっております。

健康コーポレーションは平成15年4月に設立され、平成18年5月に札幌証券取引所アンビシャス市場に上場している株式会社で「どろあわわ」、「エステナード」シリーズ等、美容・健康関連商品の通信販売を行っています。そして、平成23年12月には、化粧品類の開発、製造販売を行うミウ・コスメティックス株式会社や、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売を行う株式会社アスティ(現株式会社ジャパングャルズSC)などを子会社化し、主力事業である美容商品の更なる拡充を図りました。

また、子会社を通じてパーソナルトレーニングジム「RIZAP(ライザップ)」の運営や、アパレル関連、住関連ライフスタイル、エンターテイメント等、シナジーが見込める事業を展開しており、グループ総合力の向上を推進しています。

当社と健康コーポレーションとは、当社が平成25年8月23日に公表した「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」のとおり、平成25年8月23日付けで資本業務提携契約を締結するとともに、健康コーポレーションが当社株式1,457,000株を所有し、当社は健康コーポレーションの連結子会社となっております。その後、健康コーポレーションは、当社が平成25年11月14日に公表した「日本リレント化粧品株式会社の吸収合併に関するお知らせ」のとおり、その完全子会社である日本リレント化粧品株式会社の当社による吸収合併により、その効力発生日である平成26年2月1日付けで、合併による割当により当社が新たに発行する当社株式489,000株を取得し、合計で当社株式1,946,000株(所有割合:71.09%)を所有することとなり、現在に至っております。

また、ジャパングャルズSC(平成26年6月1日付けで、商号を株式会社アスティより、株式会社ジャパングャルズSCに変更)は、昭和60年に設立され、平成23年12月に健康コーポレーションの連結子会社となっており、健康コーポレーショングループの美容・健康関連事業において、サプリメントやコスメティック商材の企画・卸売(OEM)事業を行っております。

当社が平成26年2月14日に公表した「株式会社アスティによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」のとおり、ジャパングャルズSCは、公開買付けにより、当社株式146,500株(所有割合:5.35%)を所有することとなり、現在に至っております。

なお、平成26年6月1日付けで、健康コーポレーションが保有する株式会社アスティの株式と健康コーポレーションの100%子会社である株式会社ジャパングャルズが発行する株式との間で株式交換が行われたことにより、株式会社アスティは株式会社ジャパングャルズの100%子会社となっており、また、平成26年6月1日付けで株式会社ジャパングャルズの100%子会社である株式会社JGB beautyを吸収合併し、商号を株式会社アスティより、株式会社ジャパングャルズSCに変更しております。

この点、当社、健康コーポレーション及びジャパングャルズSCは、いずれも化粧品事業を主力事業の一つと位置づけ、当社は平成26年2月1日に日本リレント化粧品株式会社との合併により国内に化粧品の生産拠点を擁しており、健康コーポレーションは前述のとおり化粧品関連企業の合併や買収等により主力事業である美容商品の更なる拡充を図っており、またジャパングャルズSCは、長年、化粧品を企画・開発する化粧品のOEM事業を営み化粧品の企画・開発に関するノウハウを有しているところ、当社、健康コーポレーション及びジャパングャルズSCは、今後、グループ内での化粧品事業に関する意見交換や情報共有をさらに推進することにより、お互いの化粧品事業の成長を図っていくことを目指しています。

そのような観点及び当社の業績・財務状況等の現状も鑑みますと、本第三者割当増資により、当社の財務体質の強化が図られ、また、仕入資金等の確保を図ることが可能となるとともに、健康コーポレーション及びジャパングャルズSCが当社の喫緊の課題である自己資本の増強に協力し、業績も堅調に推移している健康コーポレーショングループ内における資本関係及び協力関係の一層強化及び深化が図られることを通じて、当社の対外的な信用力がさらに担保されることから、信用力の増大による金融機関及び仕入先等の取引先からの信頼の確保、ひいては当社の企業価値の向上を図るという見地からも、本第三者割当増資を実施することが現時点では望ましいと考えております。

以上のとおり、健康コーポレーションは当社の親会社であり、またジャパンギャルズＳＣは健康コーポレーションの連結子会社であり、かつ当社の株主でもあります。両社は当社及び当社を含めた健康コーポレーショングループの現状の経営状態及び経営方針についての十分な理解があり、グループの基盤をより一層強化できること、運転資金を確保し、自己資本を充実させることが可能となることから、健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣを割当先として交渉した結果、出資いただくことに同意いただきました。

d 割り当てようとする株式の数

健康コーポレーション株式会社に当社普通株式130,100株
株式会社ジャパンギャルズＳＣに当社普通株式152,400株

e 株券等の保有方針

当社は、健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣから、健康コーポレーショングループの一層の関係強化の趣旨に鑑み、安定株主として長期保有方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣから、本第三者割当増資により発行する株式(以下「本新株式」という。)の払込期日(平成26年7月31日)より2年間、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法その他東京証券取引所が必要と認める事項を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を本新株式の払込期日までに取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣから、本第三者割当増資の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を口頭で受けております。

また、健康コーポレーションについては、同社の第11期(平成26年3月期)有価証券報告書の貸借対照表により、ジャパンギャルズＳＣについては、同社の預金残高証明書により、両社に十分な現預金が存在し、かつ当該現預金が当社への資金証明のために一時的に入金された資金ではないことを確認しております。以上から、当社は、両社の資金等の状況に関して、当社への払込日時点において要する資金については特段問題なく、両社による本第三者割当増資の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当先、当該割当先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことの確認書を割当予定先より受領しているとともに、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本第三者割当増資の発行価額につきましては、当社は、健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣとの間で、平成26年6月10日頃から相互に独立当事者としての立場から、顧問弁護士からの法的助言を受けつつ、複数回にわたる交渉を重ねてまいりました。そして、同年7月7日に健康コーポレーション及びジャパンギャルズＳＣから、発行決議の直前営業日(平成26年7月11日)から遡る直近6か月間(平成26年1月12日から平成26年7月11日まで)の東京証券取引所JASDAQ(グロース)市場における当社普通株式終値の平均額を基準に10%のディスカウントをした価格を発行価額としたい旨の最終提案がございました。

そこで、当社は、かかる発行価額の合理性について、本第三者割当増資の必要性、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度、当社株式の最近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析などを勘案しつつ検討し、平成26年7月11日時点の終値も勘案して、上記最終提案のあった発行価額には合理性が認められるものとの最終判断に至り、その結果、本新株式の発行価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日(平成26年7月11日)から遡る直近6か月間(平成26年1月12日から平成26年7月11日まで)の東京証券取引所「JASDAQ(グロース)市場における当社普通株式終値の平均額である591円に、これを10%ディスカウントした531円と決定いたしました。

当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日(平成26年7月11日)における当社普通株式終値1,245円に対して57.34%のディスカウント、直近1か月の終値平均1,121円に対して52.63%のディスカウント、直近3か月の終値平均743円に対して28.53%のディスカウントとなっております。

当該発行価額は、日本証券業協会の平成22年4月1日付「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「日証協指針」といいます。)に準拠したものであることに加え、本第三者割当増資の必要性、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度、当社株式の最近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析などの諸事情に照らして、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

日証協指針「株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を勘案しない理由及び払込金額を決定するための期間を採用した理由」は、当社の最近の出来高や市場価格及びそれらの形成過程の分析をふまえると、特定の一時点を基準にするより一定期間の平均株価という標準化された値を採用した方が、平成26年5月26日以降の当社普通株式の市場株価の急騰による影響を可能な限り抑制することができ、また、日証協指針の「決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)を遡った日から当該決議の直前日までの間の平均の価額」の中でも、直近6か月間の平均株価が、直近6か月間未満の期間の平均株価よりも、株価高騰による影響を可能な限り抑制することができ、これにより当社の企業価値をより適切に反映した払込価格とすることができると判断したことに加え、前述の本第三者割当増資の必要性、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度といった事情も踏まえ、取締役会決議の直近6か月間の平均株価に0.9を乗じた価額とすることが最も合理的であると判断したためであります。

すなわち、当社の普通株式の東京証券取引所「JASDAQ(グロース)市場における株価は、高騰が開始する以前の平成25年11月26日から平成26年5月23日までの6か月間(以下「高騰前6か月間」という。)までは概ね400円から500円の間で推移しており、同期間における当社普通株式の平均株価は431円でした。また、同期間中の半数を上回る日において売買出来高が1000株未満であり、同期間における一日当たりの平均売買出来高は1,699株に止まっておりました。

しかし、同年5月26日以降に急激に値上がりして、同年6月23日に年初来高値の1,468円を記録した他、当社の取締役会が本第三者割当増資を決議した同年7月14日の直近日である同年7月11日の終値は1,245円であり、同日までの約1か月半の間に株価が2.5倍程度に急騰しております。また売買出来高も、同年5月26日以降、同年6月20日の64,000株を筆頭に、半数を上回る日において5,000株以上に達しており、同期間における一日当たりの平均売買出来高は12,057株となっております。

この点、当社は、同年5月12日に同年6月期第3四半期決算短信を公表したところ、当該決算短信では連結売上が前年同期と比べて154百万円減少した3,799百万円であり、当該金額は同年6月期の連結業績予想における連結売上高5,554百万円の68.40%に止まるものであったこと、連結営業利益46百万円は同年6月期の連結業績予想における連結営業利益90百万円の51.11%に止まったこと、連結経常損失16百万円は同年6月期の連結業績予想における連結経常利益57百万円と比べマイナス73百万円の差があることに加え、60百万円の連結四半期純損失を計上し、当該金額は同年6月期の連結業績予想における連結当期純利益53百万円に比べマイナス113百万円の差があるという内容のものとなっております。また、当該決算短信を公表後、当社は何らの適時開示も行っておりません。このように、当社の業績その他の開示内容に照らして、同年5月26日以降の当社株価の値動きは合理的な説明が困難であり、異常な短期間において、異常な程度まで高騰しており、当社の価値を反映している価額とは言えないと判断しております。これに対し、高騰前6か月間の当社株価は、上記のとおり概ね400円から500円の間で安定的に推移していたこと、当該期間中に同年6月期第2四半期決算短信が公表された同年2月14日の終値(418円)は前日の終値(372円)の1.12倍、同年6月期第3四半期決算短信が公表された同年5月12日の終値(500円)は前日の終値(485円)の1.03倍に止まり、大きな値動きを示さなかったことから、当該期間の株価が当社の価値を反映したものであると評価することにも一定の合理性があると判断しております。

本第三者割当増資の払込金額として、直近6か月間(平成26年1月12日から平成26年7月11日まで)の東京証券取引所「JASDAQ(グロース)市場における当社株式の終値の平均の額(591円)を基準とした理由は、以上の株価の推移の中で、日証協指針に準拠した範囲内で、上記直近6か月間の当社株式の終値の平均の額に含まれる、当社株価の急騰の影響を、可能な限り抑制するためであります。また、直近6か月の当社株式の終値平均の額に10%のディスカウント率を乗じた理由は、当社株式の直近6か月平均の価額でも高騰の影響が相当程度認められるため、当該価額からさらにディスカウントする合理性が認められること、当社において仕入資金の確保が必要であるところ、既存取引金融機関からの追加借入

は難しい状況が続いていること、金融機関及び仕入先といった取引先からの当社に対する信頼確保の見地から自己資本の増強が喫緊の課題となっていること、こうした当社の状況の中、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性も十分に考慮する必要があったこと、既存株主の皆様への影響度及び日証協指針等の様々な観点から検討し、直近6か月の当社株式の終値平均の額に10%ディスカウントした払込金額とするのが最も合理的であると判断したことによります。

すなわち、日証協指針では、原則として、払込金額を、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の株価に0.9を乗じた額以上の価額とすること、ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間(最長6か月)を遡った日から当該決議の直前日までの期間の平均価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができるとされています。この点、高騰前6か月間の当社平均株価431円と比較すると、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直近日における当社株価終値1,245円は2.89倍、直近1か月間の終値平均1,121円は2.60倍、直近2か月間の終値平均846円は1.96倍、直近3か月間の終値平均743円は1.72倍、直近4か月間の終値平均660円は1.53倍、直近5か月間の終値平均611円は1.42倍、直近6か月間の終値平均591円は1.37倍となっております。以上のうち、高騰前6か月間の当社平均株価と比較すると、からはいずれも平成26年5月26日以降の当社株価の高騰の影響により高騰前6か月間の当社平均株価を上回っているものの、その中でもの価額はからの価額に比べ高騰前6か月間の当社平均株価にからの乖離の程度が最も小さいことから、払込金額はの直近6か月間の終値平均591円を基礎として算定すべきであると判断いたしました。ただし、当該価格も、高騰前6か月間の平均株価からはなお1.37倍の差異があり、平成26年5月26日以降の当社株価の高騰の影響が相当程度認められることに加え、本第三者割当増資の必要性、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度及び日証協指針等の様々な観点から検討し、の終値平均からさらに10%ディスカウントした払込金額とするのが最も合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資の割当先は、当社の親会社である健康コーポレーション及び同社の子会社であるジャパンギャルズSCですが、上記のとおり、当社株式の直近6か月平均の価額でも高騰の影響が相当程度認められるため、当該価額からさらにディスカウントする合理性が認められること、上記「2.募集の目的及び理由」「(1)当社グループの現状と募集の目的及び理由」とおり、当社は、例年8月から9月にかけて、売上は減少する一方、冬の商戦期に向けて商品の仕入れが増加するため、当該仕入資金の確保が必要となる上、当社は、平成25年6月期(連結)において、新商品の開発及び入荷時期の遅れなどにより前年度に比べ553百万円の売上高減少及び経営上の施策としての在庫処分に伴う費用239百万円を計上したため、632百万円の当期純損失を計上し、498百万円の債務超過に陥り、平成26年6月期第3四半期においては純資産額86百万となり当該債務超過は解消されたものの、平成26年4月の消費増税等による消費の落ち込みの影響もあり、当社を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるため、金融機関、仕入先といった取引先からの信頼確保の見地から、自己資本の増強が喫緊の課題となっていること、上記「2.募集の目的及び理由」「(2)他の資金調達手段との比較」とおり、金融機関からの借入については、当社の業績・財務状況等から既存取引金融機関からの追加借入は難しい状況が続いていること、こうした当社の状況の中、発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性も十分に考慮する必要があったことから、当社株式の直近6か月間平均からさらに10%のディスカウントをした価額を本第三者割当増資に係る払込金額としているところです。

また、本第三者割当増資により一定程度の希薄化をすることとなりますが、本第三者割当増資の実施によって財務体質の強化が図られ、中長期的には当社の事業・業績の拡大ひいては企業価値及び株主価値の向上を成し遂げることができ、株主様の利益に資するものと考えております。

なお、本第三者割当増資に関して、当社の監査役(社外監査役3名)は意見書を作成し、「この発行価額が日証協指針に準拠しており、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直近日の貴社株式の終値を用いることが相当でない合理的な理由が認められ、この発行価額は割当予定先に特に有利なものではないと判断される。」と述べております。同意見書の作成にあたっては、当該発行価額が決定するに至った客観的資料の吟味、当社取締役会における議論、本第三者割当増資の担当取締役へのヒアリング・質問などの検証方法がとられております。

同意見書において監査役らは、本第三者割当に係る払込金額が日証協指針に沿っていることに加え、平成26年5月26日以降の当社株価が異常な短期間において異常な程度まで高騰するものであることを客観的に分析するとともに、同日以前6か月間の株価が比較的安定的に推移し、当該期間中の四半期決算短信による当社の業績発表による影響が軽微であったことに照らして、当社の企業価値を反映した株価として評価することも不合理でないとの判断には十分な根拠があり、取締役会決議の直前営業日の価額によることが相当でなく、また、異常な株価高騰の影響を可能な限り抑制し、払込金額を少しでも当社の企業価値を反映した価額に近づける観点からは、直近5か月以下の期間の平均の価額よりも、直近6か月間の平均の価額を基準として採用することに合理的な理由が認められ、また、10%のディスカウント率を適用することについては、本第三者割当増資の必要性、株式の発行条件に係る交渉の中で株式引受先の確保に支障を来す可能性、既存株主の皆様への影響度及び日証協指針等の諸観点から検討し、当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われており、また、有利発行不該当性に関する専門的事項について、当社は外部専門家である弁護士より、法令及び裁判例に照らした有利発行への該当性に係る判断要素や有利発行に該当した場合の一般的な法的リスクを内容とする法的助言を聴取した上で判断を行っており、当該助言を取得する際には助言を述べるのに必要な前提事実等を会社として十分に説明したうえで法的助言を取得していることから、直近6か月間の平均の価額について10%のディスカウント率を乗じることに合理性が認められることをその判断の理由に挙げております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による新規発行株式数282,500株は、平成26年7月14日現在の発行済株式総数の10.32%に相当します。

当社は、本第三者割当増資により調達した資金を、当社の事業を継続するうえで必要不可欠となる運転資金に充当する予定であり、これによる自己資本の増強及び財務状況の安定化は、当社の事業・業績の拡大、ひいては企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。また、かかる目的に照らして、本第三者割当増資による希薄化率は25%未満であって「大規模な第三者割当」(企業内容等の開示に関する内閣府令)には該当せず、過大なものではないと判断しております。したがって、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
健康コーポレーション(株)	東京都新宿区北新宿二丁目 21番1号	1,946,000	72.39%	2,076,100	69.89%
橋本 雅治	東京都港区	315,200	11.73%	315,200	10.61%
(株)アスティ (現(株)ジャパングルズ S C)	東京都新宿区北新宿二丁目 21番1号	146,500	5.45%	298,900	10.06%
(株)S B I証券	東京都港区六本木1丁目6 - 1	32,000	1.19%	32,000	1.08%
アイデアインターナシヨナ ル役員持株会	東京都港区芝五丁目13番18 号	30,400	1.13%	30,400	1.02%
(株)丸井グループ	東京都中野区中野4丁目3 - 2	30,000	1.12%	30,000	1.01%
松原 元成	千葉県野田市	22,000	0.82%	22,000	0.74%
大舘 直人	東京都港区	15,000	0.56%	15,000	0.50%
吉川 直樹	奈良県生駒郡斑鳩町	10,800	0.40%	10,800	0.36%
アイデアインターナシヨナ ル従業員持株会	東京都港区芝五丁目13番18 号	7,900	0.29%	7,900	0.27%
計	-	2,555,800	93.38%	2,838,300	95.55%

- (注) 1. 新株式発行前の大株主構成は、平成26年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 新株式発行後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の発行後の議決権数29,706個に対する割合です。
4. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年3月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。但し、(株)丸井グループ及び大舘直人氏につきましては、両者からの株式買取請求により当社が両者の保有株式の全部の買取りを行ったため、本有価証券届出書提出日現在、当社の株主ではありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．資本金の減少について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第18期）提出日（平成25年9月30日）以降、本書提出日までの間に、平成26年1月28日開催の当社臨時株主総会において資本金の額の減少が決議されたことにより、平成26年2月1日付けで、資本金は504,226,750円減少して、100,000,000円となっております。

2．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期）及び四半期報告書（第19期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しており、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3．臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度に係る有価証券報告書（第18期）の提出日（平成25年9月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成25年9月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年9月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

将来の機動的な資本政策のための発行可能株式総数を8,992,000株に増加させるものであります。また、取締役の経営責任の明確化及び経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を1年に変更するものであります。

第2号議案 取締役9名選任の件

当社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還が予定どおり実施されたため、当該繰上償還が実施されないことを条件として選任をお願いしておりました、エレコム株式会社推薦の取締役候補者である田中昌樹を除く、橋本雅治、松原元成、宍倉剛直、小曾根憲、古田利雄、瀬戸健、森正人及び加藤健生の8名を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該

決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	5,610	35	0	(注) 1	可決 99.38%
第2号議案 取締役9名選任の件					
橋本 雅治	5,610	35	0		可決 99.38%
松原 元成	5,610	35	0		可決 99.38%
穴倉 剛直	5,610	35	0		可決 99.38%
小曾根 憲	5,610	35	0	(注) 2	可決 99.38%
古田 利雄	5,610	35	0		可決 99.38%
瀬戸 健	5,610	35	0		可決 99.38%
森 正人	5,610	35	0		可決 99.38%
加藤 健生	5,610	35	0		可決 99.38%

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年11月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、日本リレント化粧品株式会社(以下「日本リレント化粧品」といいます。)との間で、当社を吸収合併存続会社、日本リレント化粧品を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付け合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本リレント化粧品株式会社
本店の所在地	埼玉県草加市瀬崎二丁目44番20号
代表者の氏名	代表取締役 瀬戸 健
資本金の額	10,000千円
純資産の額	47,311,341円（平成25年9月30日現在）
事業の内容	化粧品の製造・販売、医薬部外品の製造・販売等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	553	480	442
上段は売上高総額、下段は化粧品事業の売上高	438	379	336
営業利益（百万円）	109	55	59
経常利益（百万円）	110	62	61
当期純利益（百万円）	41	41	9

（注）日本リレント化粧品は、新設分割により平成25年4月1日に設立された会社のため、上記経営指標は、当該新設分割以前の分割会社における業績を記載しております。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
健康コーポレーション株式会社 100%（本臨時報告書提出日現在）

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	記載すべき資本関係はありません。
人的関係	記載すべき人的関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ〔グロース〕)に上場しております。現在は、時計や家電など、MOMA(ニューヨーク近代美術館)のパーマネントコレクションにも選ばれるデザイン性の高い生活雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及び健康関連商品・音響商品等を主とした国内外のセレクトブランド商品の販売を主たる事業としており、平成20年9月よりオフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する「空間プロデュース事業」を開始しております。

また、当社は、平成25年8月23日付け「健康コーポレーション株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株式発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還、エレコム株式会社との資本業務提携の解消、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」及び平成25年9月25日付け「第三者割当による新株式発行の払込完了並びに主要株主、主要株主である筆頭株主、親会社及びその他の関係会社の異動のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成25年9月25日付けで健康コーポレーション株式会社(以下、「健康コーポレーション」といいます。)の連結子会社となっております。これは、当社の有する商品の企画・開発ノウハウと、健康コーポレーションの有する販売ノウハウとの融合を図り、両社の事業戦略の一体性を高め、事業上のシナジーを早期かつ持続的に実現するためには、健康コーポレーションが当社を連結子会社化し、当社の経営に対するコミットメントをより高めることで、両社事業の人材やインフラ等のリソースの連携をより強固に図ることが必要であるとの判断に基づき、平成25年8月23日付けで資本業務提携契約を締結し、当社が平成25年9月25日付けで健康コーポレーションを割当先とする第三者割当増資を実施したことによります。

他方、日本リレント化粧品は、平成25年4月1日付で株式会社リレントエステート(旧日本リレント化粧品株式会社。以下、「リレントエステート」といいます。)から新設分割により設立され、同社から化粧品事業を継承した会社であります。

日本リレント化粧品は、創業後、45年間で培った技術と経験、研究開発の実績を有する化粧品の製造・販売メーカーであり、主にスキンケア商品とメイクアップ商品を、訪問販売を中心に提供し、中高年層に安定したファン顧客を有しております。商材となる化粧品は、独自の秤量システムを導入した国内の自社工場で製造しており、安全で高品質な商品に定評があります。近年では、自社の持つ製造技術を活かしたOEM事業も行っており、品種・数量・納期など、委託者のニーズに応え得る生産ラインを有しております。

そして、健康コーポレーションの平成25年8月1日付け「日本リレント化粧品株式会社の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて公表されておりますとおり、健康コーポレーションは、同社グループ内に自社製造工場を有することが、同社及び同社グループのオリジナル化粧品類の企画・開発力を強化するとともに、顧客基盤の拡大に寄与するとの判断のもと、平成25年8月1日付で、日本リレント化粧品の全株式を取得し、完全子会社としております。

当社のオーガニック化粧品事業は平成17年からイタリアの高品質なオーガニックハーブ等を生産する農家と提携し、イタリアの伝統的な植物配合レシピを当社開発者が日本人向けにカスタマイズしてイタリアの工場で製品化し、オーガニック化粧品の先駆けとしてお客様に好評を得ております。しかしながら、その後、オーガニック化粧品事業を展開する中で、イタリアでの生産管理体制の見直しや化粧品開発者の確保、日本国内での需要に基づき当社がイタリア工場にオーガニック化粧品を発注し、イタリア工場で製品化し、日本に輸入することで生じる長期間の生産リードタイムの短縮による在庫圧縮などの課題も生まれ、当社は、今後同事業を発展するためには、こうした課題を解決することが必要と認識しておりました。

そのような状況の中、当社は、健康コーポレーションとの資本業務提携契約に基づく業務提携を機に、健康コーポレーションの完全子会社である日本リレント化粧品の有する工場を10月上旬に視察し、日本リレント化粧品の化粧品製造のための人材及びインフラを取り込むことで、化粧品開発者の確保と、現在当社がイタリアにおいて製造しているオーガニック化粧品の生産工程の一部を日本国内に移管することにより、生産リードタイムを短縮し、在庫及びコストの削減、財務負担の軽減等のシナジーが実現できるものと判断いたしました。

また、日本リレント化粧品は、業務委託先を通じた800名程の販売員による訪問販売という独自の販売網を持っており、同社の取り扱う化粧品と当社製品とは、価格帯やコンセプトに違いがあるため、当社製品を日本リレント化粧品の既存の販売網を通じて販売することで、シナジーが実現できるものと判断いたしました。

他方、日本リレント化粧品においても、当社と合併することで上場企業となることにより、上場企業としての高い信用を背景に、今まで以上の販売活動の拡大が見込め、その点でも本合併によるシナジーが実現できるものと判断しております。

以上のような経緯から、当社は、日本リレント化粧品との合併を行うことといたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社、日本リレント化粧品を消滅会社とする吸収合併方式で行われ、日本リレント化粧品は解散いたします。

なお、本合併は、存続会社である当社及び消滅会社である日本リレント化粧品について、平成25年1月28日開催予定の臨時株主総会の決議により、本合併に係る合併契約（以下「本件合併契約」といいます。）の承認を受けることを効力発生の条件としております。

吸収合併に係る割当ての内容

	当社	日本リレント化粧品
本合併に係る割当ての内容	1	2,445
本合併により交付する新株式数	普通株式：489,000株（予定）	

（注1）日本リレント化粧品の株式1株に対して、当社の普通株式2,445株を割当て交付します。

（注2）当社は、その保有する自己株式を本合併に係る株式の割当てに充当せず、新たに普通株式を発行する予定です。

本合併の日程

取締役会決議日	平成25年11月14日(木)
契約締結日	平成25年11月14日(木)
株主総会決議日	平成26年1月28日(火)(予定)
実施予定日(効力発生日)	平成26年2月1日(土)(予定)

その他の吸収合併契約の内容

当社及び日本リント化粧品が平成25年11月14日に締結した合併契約書の内容は、(6)「合併契約書」をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算出根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、株式会社AGSコンサルティング(以下、「AGS」といいます。)に、他方、日本リント化粧品は株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング(以下、「CAA」といいます。)に、本合併に係る合併比率(以下、「本合併比率」といいます。)の算定を依頼し、これらの第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれ各社が両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に検討した上で、真摯に交渉・協議を重ねました。その結果、平成25年11月13日付けで、両社は、最終的に前記(3)記載の本合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称等

当社は本合併比率の公正性を担保するための手続きの一環として、上記のとおり、当社、健康コーポレーション及び日本リント化粧品から独立した第三者算定機関として、AGSを選定し、合併比率の算定を依頼いたしました。

AGSは、当社、日本リント化粧品及び健康コーポレーションの関連当事者には該当しません。また、当社は、健康コーポレーション及び当社の取締役を兼任しております加藤健生氏からAGSの紹介を受けたものですが、健康コーポレーションとAGSとの間には過去、健康コーポレーションからAGSへの業務委託が検討されたことがあるにとどまり、資本関係、取引関係、人的関係その他の利害関係はないとのことです。当社は、複数の算定機関から相見積もりを取った上で、過去の実績やコスト等を考慮してAGSを算定機関に選定したものであり、AGSの独立性には問題がないものと判断しております。

(イ) 算定の概要

当社は、本合併契約の締結承認の取締役会に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書をAGSより受領しています。

AGSは、株式会社東京証券取引所(以下、「東証」といいます)JASDAQグロース市場に上場している当社の株式については、株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考えられることから市場株価法を、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考えられることから類似会社比較法を、企業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考えられることからディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます)を用いて算定し、日本リレント化粧品株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在せず、類似会社も存在しないことから、DCF法を用いて算定を行いました。

当社の株式1株あたり株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりとなります。

算定手法		合併比率の算定レンジ
株イデアインターナショナル	日本リレント化粧品(株)	
市場株価法	DCF法	2,461.65 ~ 2,855.38
類似会社比較法	DCF法	2,879.47 ~ 12,664.21
DCF法		1,339.12 ~ 3,242.35

当社の普通株式について、市場株価法においては、東証JASDAQグロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、AGSは、算定基準日を算定書作成日の前営業日である平成25年11月13日として、算定基準日から遡る1か月間、3か月間、6か月間の各期間における終値単純平均株価(1か月間487円、3か月間484円、6か月間511円)を算定しております。類似会社比較法においては、AGSは、当社の主要事業である住関連ライフスタイル商品製造卸売(小売)事業との類似性を考慮して、株式会社良品計画、株式会社パル、株式会社藤久、株式会社パスポート、レック株式会社、SHO-BI株式会社、株式会社トランザクションを類似会社として採用し、EV/EBIT倍率及びEV/EBITDA倍率を用いて算定しております。DCF法においては、AGSは、当社が作成した平成26年6月期から平成28年6月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。当社の割引率は3.76%~5.76%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

日本リレント化粧品の普通株式について、DCF法においては、AGSは、日本リレント化粧品が作成した平成26年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。日本リレント化粧品の割引率は17.57%~19.57%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は0%を採用しております。

なお、算定の前提とした財務予測に関して、当社は成長しているキッチン家電、トラベルグッズのカテゴリーの商品開発、新規販路の開拓、駅ビル等超一等地への厳選した店舗展開に伴う大幅な増益を見込んでおります。一方、日本リレント化粧品は設立間もないことから過去実績はとれませんが、大幅な増減益は見込んでおりません。また、両社の事業計画には本合併による影響は考慮されておりません。

D C F 法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであります。

当社 (単位：百万円)			
	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
売上高	5,554	5,780	6,002
営業利益	90	140	190
E B I T D A	153	211	268
フリー・キャッシュ・フロー	193	92	137

日本リレント化粧品 (単位：千円)			
	平成26年3月期 (下半期)	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	197,967	360,466	360,466
営業利益	91,675	69,393	69,393
E B I T D A	95,848	80,607	77,097
フリー・キャッシュ・フロー	67,061	30,661	5,623
平成26年3月期通期の営業利益は69,393千円を見込んでおります。			
平成28年3月期においては50,000千円の工場移転に伴うキャッシュ・アウトを見込んでおります。			

A G S は、上記算定書の作成にあたり、参照することが可能と考えられる当社及び日本リレント化粧品の財務情報、市場データ等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。A G S は、当社及び日本リレント化粧品の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。また、A G S は、上記算定上は、当社及び日本リレント化粧品から提供を受けた各種情報及び資料が正確かつ完全であること並びに当該情報及び資料に含まれる当社及び日本リレント化粧品の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等をA G S による独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

他方、日本リレント化粧品は、本合併契約締結に係る取締役の決定に先立ち、以下の算定結果を内容とする報告書をC A Aより受領しているとのことです。

C A Aは、東証J A S D A Qグロース市場に上場している当社の株式について、株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考えられることから市場株価法を、同業他社の株価及び財務データを使用するため、市場株価法と同様に株式市場の客観性を評価に反映することができると考えられることから類似会社比較法を、企業の将来キャッシュ・フロー(収益力)に基づく評価手法であるため、継続企業(ゴーイング・コンサーン)の評価を行う上で適した手法であると考えられることからD C F法を用いて算定し、日本リレント化粧品の株式については、同社が非上場会社であり、市場株価が存在せず、類似会社も存在しないことから、D C F法を用いて算定を行ったとのことです。

当社の株式1株あたり株式価値を1とした場合のC A Aの各手法の算定レンジは以下のとおりとったとのことです。

算定手法		合併比率の算定レンジ
株アイデアインターナショナル	日本リレント化粧品(株)	
市場株価法	D C F 法	1,968.97 ~ 2,786.37
類似会社比較法	D C F 法	1,930.17 ~ 3,163.23
D C F 法		1,855.28 ~ 25,631.65

市場株価法においては、当社の普通株式は東証J A S D A Qグロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、C A Aは、算定基準日を算定書作成日の前営業日である平成25年11月13日として、算定基準日から遡る1か月間、3か月間、6か月間の各期間における終値単純平均株価(1か月間487円、3か月間484円、6か月間511円)を算定しているとのことです。

類似会社比較法においては、C A Aは、当社の主要事業である住関連ライフスタイル商品製造卸売(小売)事業との類似性を考慮して、株式会社良品計画、株式会社パル、株式会社藤久、株式会社パスポート、レック株式会社、S H O - B I株式会社、株式会社トランザクションを類似会社として採用し、P E R倍率を用いて算定しているとのことです。

D C F法においては、C A Aは、当社については、当社が作成した平成26年6月期から平成28年6月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを、日本リレント化粧品については、同社が作成した平成26年3月期から平成28年3月期の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しているとのことです。なお、当社の割引率は6.83%~8.83%を、日本リレント化粧品の割引率は14.11%~16.11%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、両社とも永久成長率は0%~2%を採用しているとのことです。

なお、算定の前提とした財務予測に関して、当社については成長しているキッチン家電、トラベルグッズのカテゴリーの商品開発、新規販路の開拓、駅ビル等超一等地への厳選した店舗展開に伴う大幅な増益を見込んでいるとのことです。一方、日本リレント化粧品は健康コーポレーションからの美容商品の生産受託の開始に伴う大幅な増益を見込んでいるとのことです。また、両社の事業計画には本合併による影響は考慮されていないとのことです。

D C F法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであるとのことです。

当社 (単位：百万円)			
	平成26年6月期	平成27年6月期	平成28年6月期
売上高	5,554	5,780	6,002
営業利益	90	140	190

日本リレント化粧品 (単位：千円)			
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	360,466	508,956	525,456
営業利益	69,393	96,924	100,924

平成28年3月期においては50,000千円の工場移転に伴うキャッシュ・アウトを見込んでいるとのことです。

C A Aは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いているとのことです。また、両社の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としているとのことです。C A Aは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる両社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成されているとのことです。

(ウ)公正性を担保するための措置

本合併は、当社と、当社の親会社である健康コーポレーションの完全子会社である日本リレント化粧品との間での吸収合併であることから、当社は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保するため、当社、健康コーポレーション及び日本リレント化粧品から独立した第三者機関であるA G Sに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として日本リレント化粧品との間で、真摯に交渉・協議を行い、前記2.(3)記載の合併比率により合併することに合意いたしました。

なお、当社は、A G Sから、合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

また、当社取締役会は、意思決定の過程における公正性及び客観性を確保するため、当社のリーガル・アドバイザーとして当社の顧問弁護士事務所である二重橋法律事務所を選任し、本合併に関する意思決定の過程その他の留意点に関して法的助言を受けております。

(工)利益相反を回避するための措置

健康コーポレーションは、当社の発行済株式総数の64.81%を保有しており、また日本リレント化粧品が発行済株式全てを保有しております。

そのため、当社は、当社と健康コーポレーションとの間の利益相反を回避するため、当社取締役のうち、健康コーポレーション及び日本リレント化粧品の代表取締役である瀬戸健氏並びに健康コーポレーションの取締役である森正人氏及び加藤健生氏は、本合併の合併比率を含む合併条件に関する日本リレント化粧品との協議・交渉には、当社側の担当者として一切参加しておりません。

その上で、当社は、当社、健康コーポレーション及び日本リレント化粧品から独立の第三者算定機関であるAGSからの合併比率算定書を踏まえ、本日開催の取締役会において、本合併に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本合併は当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本合併の諸条件は妥当であると判断し、本合併契約を締結する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。なお、健康コーポレーション出身の取締役である瀬戸健氏、森正人氏及び加藤健生氏は、特別利害関係人として本合併に関する取締役会での審議及び決議にも、一切参加しておりません。

上記の取締役会には当社のすべての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、社外監査役3名から構成される当社監査役会は、取締役会に対して、本合併が少数株主にとって不利益でない旨の意見書を提出しております。

以上のことから、当社の取締役会は、本合併に関する利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断しております。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アイデアインターナショナル
本店の所在地	東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階
代表者の氏名	代表取締役社長 橋本 雅治
資本金の額	604,426千円
純資産の額	未定（現時点では確定しておりません。）
総資産の額	未定（現時点では確定しておりません。）
事業の内容	住関連ライフスタイル商品の企画・開発・販売

(6) 合併契約書の内容は次のとおりです。

合併契約書

株式会社イデアインターナショナル（住所：東京都港区芝五丁目13番18号いちご三田ビル3階。以下「甲」という。）及び日本リント化粧品株式会社（住所：埼玉県草加市二丁目44番20号。以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本合併に際して、普通株式489,000株を発行し、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,445株の割合をもって割当交付する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) 利益準備金 0円

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年2月1日とする。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

甲及び乙は、平成26年1月28日にそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本合併に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（本合併による定款の変更）

甲は、第5条に定める甲の株主総会の承認を得て、本合併の効力発生日に、その定款を下記のとおり変更するものとする。

記

第2条「目的」に「医薬品及び医薬部外品の製造・販売」、「化粧品、医薬品及び医薬部外品の各原材料の製造・販売・輸入」を追加する。

第7条 (従業員の処遇)

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員の処遇その他の取扱いについては、本合併前の乙における雇用条件及び労働条件を踏まえ、甲乙協議の上、これを定める。

第8条 (会社財産の承継)

乙は、平成25年9月30日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第9条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、剰余金の配当その他その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、相手方の同意を得た上で、これを行う。

第10条 (役員の退職慰労金)

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、役員に対する退職慰労金の支払いをせず、また、役員に対する退職慰労金を支給する旨の株主総会決議をしないものとする。

第11条 (本合併の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条 (本契約の効力)

本契約は、第5条に定める甲若しくは乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月14日

甲 東京都港区芝五丁目13番18号

いちご三田ビル3階

株式会社イデアインターナショナル

代表取締役社長 橋本 雅治 印

乙 埼玉県草加市瀬崎二丁目44番20号

日本リント化粧品株式会社

代表取締役 瀬戸 健 印

（平成26年1月29日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成26年1月28日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年1月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 合併契約承認の件

日本リント化粧品株式会社との合併を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

日本リント化粧品株式会社との合併に伴い、平成26年2月1日をもって、現在の日本リント化粧品の事業目的を当社の事業目的に追加するため、現行定款第2条に定める目的の変更を行うものであります。

第3号議案 資本金の額の減少の件

当社の機動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えるため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 合併契約承認の件	19,976	475	0	(注) 1	可決 97.67
第2号議案 定款一部変更の件	19,976	475	0	(注) 1	可決 97.67
第3号議案 資本金の額の減少の件	20,276	175	0	(注) 1	可決 99.14

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 決議の結果の賛成割合は、小数点第二位以下を切り捨てております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日	平成25年9月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期 第3四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する「開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 9月27日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	田	増	三
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤	本	亮	

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成25年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結し、平成25年9月25日に健康コーポレーション株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行っている。また、会社は平成25年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年9月26日に第1回無担保換社債型新株予約権付社債の繰上償還を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イデアインターナショナルの平成25年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イデアインターナショナルが平成25年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成25年9月27日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 亮

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナルの平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成25年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、健康コーポレーション株式会社と資本業務提携契約を締結し、平成25年9月25日に健康コーポレーション株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行っている。また、会社は平成25年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年9月26日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月15日

株式会社イデアインターナショナル

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 亮 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 澤 優 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年7月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。